

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地域再生エリアマネジメント負担金各受益事業者納付額減免
概要	大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例に基づき各受益事業者から徴収する負担金（各受益事業者納付額）については、災害その他特別の事由があると認められるときは減額し、又は免除することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例第9条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000595225.html) 大阪市大阪駅周辺地区地域再生エリアマネジメント負担金条例施行規則第7条 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000596601.html)
審査基準	徴収対象者が次に該当するときは、各受益事業者納付額を減額又は免除することがあります。 （1）災害を受けたとき ※「災害」とは、巨大地震など大規模災害を想定し、納付が困難で当該年度の地域来訪者等利便増進活動を実施できないことが確実な場合としています。 （2）その他特別の事由があると認められるとき ※「特別の事由」とは、新型コロナウイルス感染症の急激な蔓延など不可抗力でやむを得ない状況を想定し、納付が困難で当該年度の地域来訪者等利便増進活動を実施できないことが確実な場合としています。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
提出時期	随時
提出方法	地域再生エリアマネジメント負担金各受益事業者納付額減免申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000595225.html
備考	